

研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規定

第1章 総則

第1条(目的) 本規定は、文部科学省のガイドラインに基づき、本組織における研究活動の健全性を確保し、不正行為(捏造、改ざん、盗用等)を防止するための体制および手続を定めることを目的とする。

第2条(対象となる不正行為) 本規定において「不正行為」とは、研究成果の発表等において行われる以下の行為を指す。

- **捏造:** 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- **改ざん:** 研究資料・機器・過程を操作し、データや結果を真正でないものに加工すること。
- **盗用:** 他の研究者のアイデア、解析方法、データ、論文の用語等を適切な引用なしに流用すること。

第2章 責任体系

第3条(最高管理責任者) 組織全体を統括し、不正防止対策の最終責任を負う者として「最高管理責任者」を置く。

第4条(統括管理責任者) 最高管理責任者を補佐し、不正防止対策の具体的な立案・実施を統括する「統括管理責任者」を置く。

第5条(コンプライアンス推進責任者) 各部局において実効的な教育・啓発を行い、研究倫理の浸透を図る「コンプライアンス推進責任者」を置く。

第3章 不正行為の防止策

第6条(研究倫理教育の受講義務) 研究活動に従事する者は、機関が指定する研究倫理教育を定期的に受講しなければならない。

第7条(誓約書の提出) 研究者は、本規定を遵守し、不正行為を行わない旨を記した誓約書を最高管理責任者に提出するものとする。

第 8 条(研究データの保存・開示) 研究者は、研究の正当性を証明するため、実験ノート、生データ等の資料を、研究完了後から原則 5 年間保存し、適切に開示できるようにしなければならない。

第 4 章 告発と調査

第 9 条(窓口の設置) 不正行為に関する告発を、学内外(組織内外)から受け付けるための専用窓口を設置する。

株式会社 ARCE 不正行為受付窓口:042-701-8737 担当:松本

第 10 条(調査委員会の設置) 告発があった場合、速やかに予備調査および本調査を行うための調査委員会を組織する。委員会には、外部の専門家を一定数含めなければならない。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。